

〈小諸市手話言語条例制定に向けて〉

佐久聴覚障害者協会

1

きこえる人々が当たり前のように音声言語の5つの権利が守れているように、手話も5つの権利「手話を獲得する」「手話を学ぶ」「手話で学ぶ」「手話を使う」「手話を守る」の保障として具体的な政策を図られるよう求めます。

2

聴覚障がい者等の人権を尊重し文化水準の向上を図り、その福祉を増進するために、現在「ろうあ連盟」の組織があり、その中に世界ろうあ連盟・全日本ろうあ連盟・北信越ろうあ連盟があります。ここ長野県では(社会福祉法人)長野県聴覚障害者協会の中に佐久聴覚障害者協会があります。これは、佐久広域の11市町村の範囲で任務を遂行し、活躍している協会です。

3

聴覚障がい者等にとって手話は言語であること、日常生活や職場などで手話を使って自由にコミュニケーションがとれること、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、社会で自由に生きられることを目指しています。

4

これらの願いと目標を達成するためには、若い年齢層からの福祉教育や聴覚障がい者等との交流、また障がいのある人と実際にふれあう機会を拡充するなど、障がいのある人とない人との相互の理解を深め、支え合う地域づくりが大切です。

5

佐久聴覚障害者協会は、市民、会員の意見を基に、小諸市の合理的配慮の促進、障がい者への権利擁護への各種取組を一層推進するよう希望要望します。

そのためにも、小諸市手話言語条例の制定が、聴覚障がい者等に対する理解と手話言語の普及を推進し、地域共生社会実現に向けた条例であってほしいと願います。

令和6年4月1日

佐久聴覚障害者協会 会長 岡村 和人

副会長 大日方敏充

小諸市民 佐藤 優

小諸市民 佐藤 正則



〈日本にあるもう一つの言語-日本手話とろう文化 金澤貴之〉

大正期から最近まで、「手真似」「猿真似」と揶揄され、「身振りのようなもの」で、音声言語よりも「文法的に劣ったもの」と見なされ、ろう学校において禁止されてきたのである。唇の読み取り（読話）と発音訓練によって日本語を獲得させようとする「口話法」が提唱されたことで、手話は日本中（そして世界中でも）で禁止されていった。

手話を認めてしまうと、ろう児は厳しい口話法の訓練よりも手話に流れてしまい、口話法による日本語の獲得ができなくなる、との考え方によるものであった。

ただし、ろう学校が手話を禁止し続けてきたにもかかわらず、ろう者はろう者同士の中で手話を使い続け、次代に伝承してきた。それは時として、学校の中で先生の目に隠れて机の下でこっそりと使われては、しばしば見つかって手を叩かれたりもしながら。伝承の場の中心は、ろう児同士が寝泊まりして生活する寄宿舎であった。親もろう者であるろう児を起点として、先輩から後輩に伝えられ、それが学校全体に波及する形で。かくして、ろう教育の中で手話が禁止され続けても、ろう者コミュニティから手話を奪うことはできなかったのである。

その後 1990 年代の半ば頃から、ろう児の日本語の言語指導において、手話を「併用」した実践が見られるようになった。その背景としては、聴覚口話法での日本語獲得が困難な子どもがまだまだ少なくないという状況があったことや、訓練的な言語学習よりも、遊びの中での自由なコミュニケーションを認め、広げていく方が言語獲得においてより効果的であるとの考え方が広まっていたことが挙げられる。

〈九州保健福祉大学社会福祉学部臨床福祉学科〉

手話言語へのもう一つの入り口 2019. 04. 08

日本で使用されている手話には日本語対応手話と日本手話という二種類の手話があり、それぞれ性質が違います。日本語対応手話は日本語を手話単語で部分的に表したもので、音声が多くなり、主に中途失聴者や難聴者が使っています。日本手話は日本語とは異なる独自の文法構造を持っていて、発話を伴わず、ろう者によって使われています。

日本手話は独自の文法を駆使して、日本語に劣らぬ複雑で精緻な内容を表現できる自然言語です。実際、ろう者同士は日本手話によって、聞こえる人間と何ら変わらない複雑で豊かな意思疎通を図って暮らしています。手話には抽象的な概念を表す語彙もちゃんとあり、「日本手話学会」という学術組織では言語学の専門的な議論も日本手話で交わっています。

手話ということばの仕組みを知ることで、言語自体の機能や構造を再認識させられる、つまり、聞こえる人間が無意識で使っている自分たちのことばやコミュニケーションについて改めて考えさせられるという効用が手話にはあります。手話というと、何かすぐに福祉との結びつきが浮かびますが、手話には「ことばとは何か」「コミュニケーションとは何か」という人間にとっての根本的問題を考える“入り口”としての意味もあります。

〈月刊「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2008年9月〉

小中 栄一 財団法人全日本ろうあ連盟事務局長

1966年、京都で「全国ろうあ青年研究討論会」が開かれた。全国各地のろうあ青年が、耳が聞こえないために受けねばならなかったさまざまな苦しみや悲しみを語り合うとともに、悩みや疑問が自分一人のものではなく、すべての仲間に共通した社会的な問題であることを確認した。これを契機に、聴覚障害を理由とする社会的、制度的差別の撤廃をしていく運動が始まった。

1967年に岩手県盛岡市の聴覚障害者が無免許運転で起訴された裁判が始まった。連盟は1968年から裁判支援とともに運転免許獲得運動を大規模に展開し、1978年に補聴器装用条件による警察庁通達を勝ち取った。30年後の2008年の6月から、条件付ではあるが、ようやくすべての聴覚障害者に免許取得の道が開かれた。

1997年に神奈川県聴覚障害者が手話通訳を通じて公正証書遺言作成を拒否された問題が起きた。また、1998年に薬剤師国家試験に合格した聴覚障害者が、当時の薬剤師法の欠格条項のため資格取得できなかった。こうした問題を契機に、連盟は関係諸団体と連帯し聴覚障害者を差別する法令の改正を目指す署名運動、地方自治体に差別条項のある法律の改正を政府に要望する決議を請願するなどの運動を展開した。2001年には聴覚障害者を差別する法律が改正、障害者を特定した絶対的欠格条項が撤廃された。

〈長谷川芳弘 一般財団法人全日本ろうあ連盟副理事長〉

全日本ろうあ連盟結成の地 伊香保温泉

ろうあ運動は、全国各地の聾学校を卒業したろう者が集まって作った同窓会が原点であり、これがろう者の組織の始まりと言われています。しかしながら、この組織のトップや主な幹部は聾学校の校長などで占められており、結局は健聴者主導の団体であり、ろう者はその人たちの判断にただついていくだけの状態でした。この協会の活動は、第二次世界大戦で団体活動が停止されるまで続きました。

そして昭和22（1947）年5月25日、群馬県伊香保温泉の「木暮旅館」に約250人の活動家が集まり、全日本聾啞連盟創設の話し合いが行われました。その後、全日本聾啞連盟を結成し、翌年第1回大会を京都で開催することになるのです。

私たちの団体は「ろうあ者による、ろうあ者のための手話言語を基本とした組織的な運動」という方針で立ち上げられています。連盟創立期から現在まで、ろうあ運動は、「ろう者の自己選択、自己決定の環境実現」を一貫して目指してきました。



〈聴覚障がい者等をはじめ関係する人たちの、現在の状況になるまでの歴史〉

手話言語通訳

手話通訳制度の前史としては、ボランティアとしての手話通訳があった。ここでの手話通訳の担い手は、まず自由に筆談する力を持った聴覚障がい者であった。筆談が苦手な聴覚障がい者の仲間のために筆記と手話によって通訳したのである。そして、聴覚障がい者の家族や知人、ろう学校の教員で、手話を身につけた人たちであった。同時に、その中でボランティアによることの限界も次第に明らかにされてきた。手話通訳の制度的保障は、聴覚障がい者の基本的人権を保障し、社会的に実現していくためにある。そして、手話通訳とその制度的保障を求めることは、聴覚障がい者の権利であり、基本的人権に属する。手話通訳制度は、聴覚障がい者の基本的人権享有と直接的に関わるものであり、立法、司法、行政のすべての分野にまたがるものであり、社会のすべての分野に及ぶものである。

手話サークル

設立のきっかけは、1人の聴障者(当時、京都府立ろう学校教諭)が京都第二日赤病院に胃潰瘍治療のため入院したことでした。その患者の看護担当になったのは、看護学生で、彼女は、患者との言葉のすれ違いを感じ、お互いの意思疎通ができるより良い看護がしたいという思いから、手話を学ぶため、彼女の通っていた定時制高校の仲間呼びかけました。その結果、約20名が集まり、ろうあ者や京都府立身体障害者センターの協力を得て手話サークル「みみずく」が生まれました。手話サークルの目的としては、手話学習を通してろうあ者問題の理解を深めると共に、社会啓発を行うことにより、ろうあ者の基本的人権の擁護と社会参加を促進するために、手話の学習・普及・社会的認知の促進、ろうあ者の生活・文化・歴史の学習と社会への還元、およびろうあ者の生活と権利の擁護をうたっています。

要約筆記

ろう者は手話という共通言語を持つことによって、早くから福祉運動に取り組んでいたが、中途失聴・難聴者は、独自のコミュニケーション手段を持っていなかったため、会議などでは、自分自身で発言を紙に書いて回し読みをしたり、板書をするなどの方法で意見交換をしていた。

当時、学校教育にOHP(オーバーヘッドプロジェクター)が導入されたことによって、これまでの板書の代りに軽度の難聴者が話しを聞き取って書き、文字をスクリーンに映し出す試みが、行なわれるようになった。

こうして、自らが情報保障の形を作り上げていく状況の中で、手話に関わる人たちが、文字によるコミュニケーション支援の必要性を感じ、話の内容をまとめて書く作業を始めた。文字を使ったコミュニケーション支援として「要約筆記」の形ができたことによって、中途失聴・難聴者自らが権利の回復を求め、福祉運動をすすめていった。そうした中で、要約筆記者は、中途失聴・難聴者の社会参加を支援する形で協力しながら、共に歩み車の両輪といわれるまでに、お互いの信頼関係を培ってきた。